

## 静岡県告示第254号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、次世代エアモビリティ導入促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月3日

静岡県知事 鈴木康友

### 次世代エアモビリティ導入促進事業費補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

知事は、次世代エアモビリティ事業への民間事業者の参入を促進し、次世代エアモビリティの活用によって、観光分野等において新たな価値を創出するとともに、生活交通等の社会課題の解決を図るため、静岡県内で次世代エアモビリティ社会実装プロジェクトを行う企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱に定めるところによる。

#### 第2 定義

- (1) この要綱において「次世代エアモビリティ」とは、電動化、自動化等の航空技術や垂直離着陸等の運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段をいう。
- (2) この要綱において「次世代エアモビリティ事業」とは、次世代エアモビリティを用いて行う運航サービス又はその事業に直接資する関連サービスをいう。
- (3) この要綱において「次世代エアモビリティ社会実装プロジェクト」とは、次世代エアモビリティ事業の県内での実現に向けたプロジェクトで、県の承認を受けて行うものをいう。
- (4) この要綱において「企業等」とは、静岡県内で次世代エアモビリティ事業を営む又は営む意思のある単独の法人、団体又はそれらを構成員とする共同企業体をいう。

#### 第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

#### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 収支予算書（様式第3号）
  - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

#### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業に要する経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の決定、確定等に当たり、補助事業者名、住所、プロジェクト名等を公表することを了承すること。
- (7) 補助事業の内容の発表に関しては、知事が指示した場合には、その指示に従わなければならないこと。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (9) 補助事業者は、補助事業について複数の補助金を重複して受給することはできない。ただし、静岡県、国、都道府県、市町が実施する他の補助事業等と対象経費を明確に区分できるものについては、この限りではない。
- (10) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、県に返還しなければならないこと。
  - ア 補助事業の中止、廃止及び縮小した場合
  - イ 天災地災その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - ウ 補助金を交付申請書に記載の目的以外に使用した場合
  - エ 虚偽の申請及び報告を行った場合
  - オ 確定のための検査を受けることができない場合
  - カ (1)～(9)までに掲げる条件に反する場合

## 第6 軽微な変更

第5の(1)のア及びイの軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 経費額の変更  
補助事業に要する経費の額の20パーセント以内の増減となる変更
- (2) 事業の内容の変更  
事業の実施過程で生じた事情の変化による取るべき方法又は手段の部分的な変更

## 第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

## 第8 状況報告

補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業の実施状況に関し知事に報告しなければならない。

## 第9 実績報告

### (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第5号）

イ 事業実績書（様式第6号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

### (2) 提出期限

別に定める日（ただし、第5の(1)のウにより補助金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日）まで

## 第10 請求の手続

### (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

### (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内

## 第11 立入検査等

知事は、補助事業の適正を期すため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員に補助事業者の事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

## 第12 成果の共有

知事は、静岡県における次世代エアモビリティの取組を推進するために、補助事業者に対し、成果に係る情報の共有を求めることができる。

## 第13 消費税仕入税額控除等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

### (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合に

は、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率（額）
次世代エアモビリティ社会実装プロジェクトに要する経費のうち、次に掲げるもの 報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費その他必要と認められるもの	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1,500万円を限度とする。 なお、算出した補助額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者

年度において、次世代エアモビリティ社会実装プロジェクトを実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 プロジェクトの名称

2 交付申請

(1)実施目的

(2)実施内容 (概要)

(3)経費の配分 収支予算書 (様式第 3 号) のとおり

(4)経費の使用方法 事業計画書 (様式第 2 号) 及び収支予算書 (様式第 3 号) のとおり

(5)完了の予定期日 事業計画書 (様式第 2 号) のとおり

(6)遂行に関する計画 事業計画書 (様式第 2 号) のとおり

(7)金額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)  
円 - 円 = 円

(8)交付申請額の算出の基礎 収支予算書 (様式第 3 号) のとおり

口座振替先 金融機関名・支店名

口座種別・口座番号

口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

1 プロジェクトの名称

2 申請者（代表構成員）

会社名		代表者	
本社 住所	〒 ー		
主たる業種			
連絡担当者	住所	〒	
	役職・氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

3 その他の構成員

	構成員①	構成員②	構成員③
会社名			
代表者の 役職及び氏名			
本社 住所	〒 ー	〒 ー	〒 ー
主たる業種			
	構成員④	構成員⑤	構成員⑥
会社名			
代表者の 役職及び氏名			
本社 住所	〒 ー	〒 ー	〒 ー
主たる業種			

※「主たる業種」は、日本標準産業分類・中分類を記載すること。

#### 4 プロジェクトの内容

##### (1) 実施目的等<sup>1</sup>

--

##### (2) 実施体制<sup>2</sup>

--

---

<sup>1</sup>実施するプロジェクトの目的や目標、その実現により期待される効果及び工程表（プロジェクトの目的達成に向けた各年次の取組概要）を記入

<sup>2</sup>構成員等（代表構成員・その他の構成員・協力事業者）について、各事業者の役割及び責任のほか、実施責任者を記載すること。

(3) 実施内容<sup>3</sup>

--

---

<sup>3</sup>当該年度における、具体的な取組（実施場所・検討場所を含む。）及び作業スケジュールを記入

様式第3号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部 （単位：円）

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
県費補助金					
自己負担					
計					

2 支出の部 （単位：円）

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
計					

（注）収支決算書の場合は、決算額と予算額を記載すること。なお、変更交付決定を受けている場合は、決算額と変更予算額を記載すること。ただし、表題は「予算額」として記載すること。

変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた次世代エアモビリティ社会実装プロジェクトの計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 プロジェクトの名称

2 計画変更の理由

3 計画変更の内容

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた次世代エアモビリティ社会実装プロジェクトが完了したので関係書類を添えて報告いたします。

- 1 プロジェクトの名称
- 2 完了年月日
- 3 成果（概要）
- 4 翌年度以降の計画

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

事業実績書

1 プロジェクトの名称

--

2 事業計画の概要<sup>1</sup>

--

3 計画の達成状況

--

4 今後の展望（課題、今後取り組む内容）

--

---

<sup>1</sup>事業計画書（様式第2号）に記載した内容を要約して記載すること。

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた次世代エアモビリティ社会実装プロジェクトの補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所  
名 称  
代表者

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた次世代エアモビリティ社会実装プロジェクトの補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）	金	円

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名